

太田市民生児童委員協議会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の福祉の向上を図るため、太田市民生児童委員協議会（以下「協議会」という。）の運営に要する経費の一部について、太田市民生児童委員協議会運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、協議会が実施する次に掲げる事業に要する経費のうち、事業費、負担金、活動費、研修費、事務費及び会議費とする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 調査研修事業
- (3) 地区民生児童委員協議会の活動支援事業
- (4) 生活福祉運動調査活動事業
- (5) 児童福祉活動事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額以内の額又は第1号から第4号までの規定により算出した額の総額のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 民生委員長1人につき年額38,600円
- (2) 民生委員・主任児童委員1人につき年額36,600円
- (3) 児童委員1人につき年額6,300円
- (4) 市民児協運営費として1人につき年額9,250円

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた協議会は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助金の交付の対象となる事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市民生児童委員協議会運営費補助金交付要綱（平成14年4月1日太田市制定）又は藪塚本町民生児童委員協議会事業補助金交付要綱（平成13年4月1日藪塚本町制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた協議会については、第4条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。